

宅配パートナー契約書

株式会社 FLASH PARK（以下「甲」という。）と出店者（以下「乙」という。）は、甲が乙に対してケーキその他の製造を委託し、乙がこれを製造して甲の販売先（以下、「丙」という）に納品する継続的な取引を行うことに合意したので、以下の通り製造委託契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（契約の締結）

本契約は、甲および乙が本契約書に記名・押印した場合の他、乙が Web 申込を行い、それに対して甲が承諾のメールを送信した時に成立する。

第2条（PB 商品等の定義）

本契約において甲が乙に製造委託する商品は、以下に分類する2種の商品（以下総称して「PB 商品等」という）とする。

① 甲が予め仕様等を指定し、かつ乙が認めた商品（以下「PB 商品」という。）

PB 商品以外の丙が個々に希望・指定するオリジナルの商品（以下「オリジナル商品」という。）

第3条（本契約の適用）

本契約は、PB 商品等の製造委託取引に関する基本的事項を定めたものであり、甲乙丙間で行われる PB 商品等の製造委託取引の全てに適用される。ただし、甲、乙および丙は、第5条に定める個別契約において本契約に定める条項の一部の適用を排除し、または本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の定めが本契約に優先する。

第4条（本件取引の枠組）

1. 甲は、乙に対し、PB 商品等の製造を委託する。なお、次条2項に基づき丙が甲のシステム等を用いて PB 商品等の製造を注文した場合も、個別契約は甲乙間で成立するものとする。
2. 乙は、前項により甲から受託した PB 商品等を製造し、甲または丙が指定する場所に納品する。
3. 甲または丙による納品先の指定については、特段の理由がない限り、乙はこれに同意するものとする。なお、同時に複数の納品先を指定できるものとする。
4. 甲および、丙において、乙に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面によりその理由を通知することにより、当該丙に対する再委託の中止を請求することができる。
5. 丙は、乙による受託業務の円滑な履行を図るため、乙と直接連絡を取ることができる。
6. オリジナル商品については、乙丙間で代金の設定等を別途行い、丙は甲指定の発注システムを介して正式発注を行い、乙はそれに基づき受託する。

第5条（個別契約）

1. 個々の取引（以下「個別契約」という。）における PB 商品等の品名、規格、包装単位、数量、単価、納入期日、納入場所およびその他製造委託取引において必要となる条件は、本契約に定めるものを除き、注文の都度取り決めるものとする。
2. 個別契約に係る注文は、以下の方法によって甲または丙が行うものとする。個別契約は、当該注文に対して丙が承諾したときに成立する。
 - ① 甲指定の発注システム
 - ② 甲指定の書面（注文書等）交付による注文
3. 乙は、前項の方法による注文を受託できない場合は、当該注文を受けてから○日以内に、次条 2 項の通知を行わなければならない。期限内に当該通知がない場合は、乙が注文を承諾したものとみなす。

第 6 条（乙の受託義務）

1. 乙は、前条第 3 項に定める乙の注文書を受けたときは、自己の製造能力から判断し、丙指定の数量を丙指定の納入期日に納入することが明らかに極めて困難である場合を除き、乙の注文を全て承諾する。
2. 乙は、前条に定める丙の注文書を受けたときに、自己の製造能力から判断し、甲指定の商品を甲指定の納入期日に納入することが明らかに極めて困難である場合、甲および丙に対して、以下の 2 項目を通知しなければならない。
 - ① 甲指定数量を製造するために必要な最短日数
 - ② 代替え可能な提供商品の提示

第 7 条（製造および納入）

1. 乙は、PB 商品等を個別契約に基づいて製造し、指定された納入期日に指定された納入場所において、丙に対して直接納入する。
2. 配送等にかかる費用は乙が負担する。
3. 乙は、丙による事前の承諾を得ることなく、納入期日を変更することができない。
4. 乙は、納入期日までに PB 商品等を納入することが困難となる事態が生じたときは、甲および丙に対して、速やかにその事情および予定される納入日を通知する。
5. 甲は、前項の通知を受けた場合、当該個別契約の解除、代替え商品の提示、納入期日における一部納入もしくは納入期日延期のいずれかの方法を決定し、乙に対して通知する。この場合、乙は、甲の決定に何等異議なく従う。
6. 前条にかかわらず、本件商品に前項記載の欠陥が生じた事由が乙の責めに帰すべき事由による場合、乙は、甲および丙に対し、本件商品の欠陥から生じた損害について賠償する責任を負う。
7. 本件商品について人の生命、身体、財産に対し損害を発生させ、または発生させうる欠陥が存在することが判明した場合、本契約の当事者は他の当事者に対し直ちに通知する。この場合、甲および丙はなんらの責任を負うことなく、本契約または個別売買契約の全部または一部を解除し、本件商品の受領を拒否することができる。

第 8 条（納入検査および引渡）

1. 甲は、前条第 1 項に基づいて乙が PB 商品等を納入したときは、速やかに丙の定めた方

法による納入検査を行い、同検査に合格したときは、PB 商品等の受領と引換に丙所定の受領書に捺印または署名のうえ、丙に対して同受領書を交付する。

2. 前項の受領書の交付をもって、PB 商品等の引渡完了とする。

第9条（納入検査不合格時の措置）

1. 丙は、前条に定める検査において、注文商品との相違もしくは数量の相違または商品に汚損、破損もしくはその他の瑕疵があることを発見したときは、速やかにその旨を乙および甲に対して通知する。

2. 乙は、前項の通知を受けたときは、以下のうち甲および丙が指示する措置を甲もしくは丙指定の期限までに行う。この場合、同措置の履行に要する費用は、全て乙が負担する。

- ① PB 商品等の引き取り
- ② PB 商品等の追加納入
- ③ 代替 PB 商品等の納入
- ④ 納品証の差し替え
- ⑤ 委託代金の減額
- ⑥ 当該個別契約の解除

3. 乙が前項第1号の措置を甲指定の期限までに行わない場合、丙は、甲および乙に対する事前通知を要することなく、自己の裁量で数量超過品および瑕疵ある PB 商品等（汚損または破損を含む）を処分することができる。

4. 乙による第2項の措置履行の有無に拘わらず、納入検査不合格に起因して、甲および丙に損害が生じた場合、丙はその一切の賠償および費用負担責任を負う。

第10条（所有権移転）

PB 商品等の所有権は、引渡し完了したときに乙から丙に移転する。

第11条（危険負担）

PB 商品等の引渡前に生じた商品の滅失、毀損、減量、変質その他一切の損害は、丙の責に帰すべきものを除き乙の負担とし、PB 商品等の引渡後に生じたこれらの損害は、乙の責に帰すべきものを除き丙の負担とする。

第12条（債権債務の発生時期）

売買代金債権の発生時期については、第7条に基づいて丙に対する PB 商品等の引渡が完了した時点で、乙の甲に対する代金請求債権が生ずるものとする。

第13条（代金）

1. PB 商品について

PB 商品等の代金は、甲乙間において、品目毎に予め別途定める。

2. オリジナル商品について

オリジナル商品の代金（丙から支払いを受ける代金額）は、提供商品のデザイン、サイズその他の条件に応じて、甲を介さず、乙丙間で定める。ただし、甲が乙に支払うべき

代金は、上記丙に提示される代金から 21.5%(税別)を差し引いた金額とし、当該差引額は、甲が丙から收受するものとする。

3. PB 商品等の代金を変更する必要があるときは、甲乙丙はそれぞれ誠意をもって協議を行い、その代金および同代金の適用開始日を早期に決定する。

第 1 4 条 (代金の支払)

1. 甲は、毎月末日締にて当月分の PB 商品等の代金を確定し、乙に対して、その総額を翌月末までに告知する。この場合、甲は、その明細も告知する。
2. 甲は、前項により乙への支払い金額を、請求月末日迄に乙指定の銀行口座へ振込む方法により支払う。この場合、振込手数料は、乙が負担する。
5. 甲は、乙に対して金銭債権を有しているときは、当該金銭請求債権と第 2 項の代金支払債務とを対当額にて相殺する事ができる。
6. 前項の定めに拘わらず、乙が下請代金支払遅延等防止法第 2 条第 8 項の「下請事業者」に該当する場合であって、甲または丙が商品製造に関する原材料を有償支給している時は、当該原材料を使用した PB 商品等に係る代金の支払期日が到来するまでは、当該原材料代金と商品代金の相殺は行うことができないこととする。
7. 甲および乙は、第 5 項に基づいて相殺権を行使する場合には、事前に相手方に対してその明細書を送付する方法により通知したうえで、所定日に相殺を実行する。

第 1 5 条 (品質基準と安全基準)

乙は、PB 商品等の原料、資材、仕様、製造方法、表示、保管方法、配送方法等に関して瑕疵・欠陥がないこと、および PB 商品等が商品本来の使用目的に適合していることを、いずれも保証する。

第 1 6 条 (瑕疵担保責任)

1. PB 商品等に納入検査時には直ちに発見できない瑕疵があり、甲または丙が当該 PB 商品等引渡後 2 週間以内に同瑕疵を発見した場合、乙は、甲および丙の求めに応じて無償にて丙指定の商品との交換を行う。
2. 乙は、対象の PB 商品等の使用予定日に間に合わないなどの理由で前項に定める交換を行うことができない場合、甲に対し、当該 PB 商品等に関して甲が乙に支払った代金を速やかに返金する。
3. 乙による前 2 項の義務履行の有無に拘わらず、当該瑕疵に起因して甲または丙に損害が生じたときは、甲または丙は、乙に対し、その賠償を請求することができる。

第 1 7 条 (返品)

1. 第 1 6 条第 1 項に定める場合のほか、甲および丙は、以下の場合、PB 商品等を乙に対し返品することができる。この場合、返品に要する全ての経費は、別途書面による甲および丙乙間の合意がない限り、乙の負担とする。
 - ① 同一製造 PB 商品等から変質、異物混入等の事実が確認され、同様の事態が起こるおそれがある場合。この場合の返品は、異物混入等の事実が確認されたロット単位で行う。但し、乙がロットを特定できない場合、丙は、対象商品の全てを返品することが

できるものとする。

- ② 保健所等より、PB 商品等の品質または製造上の適正性に関して疑いを受けた場合。
 - ③ 何等かの理由があり、甲乙丙何れかからの申し出があり、協議の上で合意した場合。
2. 前項に定める返品を行った場合、当該返品が丙の甲に対する当該 PB 商品等に係る代金支払債務履行後であったときは、乙は、丙が甲に対して支払った当該代金全額を、直接丙に対して返金する。また、当該返品が丙の甲に対する当該 PB 商品等に係る代金支払債務履行前であったときは、甲および丙は、乙に対する当該代金支払債務を免れる。

第 18 条 (PB 商品等の引取)

本契約第 3 4 条 1 項に基づいて本契約が終了する場合、または同条第 2 項に基づいて本契約を中途解約する場合、在庫品等に関する処理は、甲乙丙間で協議のうえ決定する。

第 19 条 (損害賠償責任)

1. 甲および乙は、自己が本契約の各条項もしくは個別契約に違反し、相手方および丙のうちいずれかまたは双方に損害を与えたときは、当該当事者に対し、当該当事者が被った損害を賠償しなければならない。
2. 賠償の範囲は、クレーム対応、商品回収、販売機会ロス等、契約違反と相当因果関係の認められる損害全てを含むものとする。

第 20 条 (製造物責任負担)

1. PB 商品等の欠陥に起因して、人の生命、身体または財産に係る損害が発生した場合、甲乙丙は共同して解決にあたり、その責任に応じて費用を負担するものとする。
2. 甲または丙が消費者等第三者から製造物責任訴訟を提起された場合には、乙は、甲または丙より通知を受け次第、当該訴訟に協力するものとし、その防御につき最善を尽くすものとする。甲または丙が当該訴訟により損害を被った場合、乙は訴訟費用を含む一切の賠償責任を負担するものとする。

第 21 条 (事故発生時の具体的処理)

1. PB 商品等について、i) 製造物責任事故が発生した場合、ii) 事故を引き起こす恐れのあることが判明した場合、iii) 本契約第 14 条 (品質基準と安全基準) に違反した場合には、乙は、当該 PB 商品等および乙の納入した同種商品の撤去、回収、補修修理、交換などの必要処置を、乙の費用負担にて責任をもって遅滞なく行う。
2. 本条第 1 項の結果、甲丙または第三者に損害が発生し、それを甲もしくは丙またはその双方において賠償・負担した場合、乙は、当該賠償・負担当事者に対してその一切を賠償しなければならない。

第 22 条 (製造物賠償責任保険付保)

乙は、PB 商品等に関して、自らの費用と責任において十分な内容の製造物責任保険を付保しなければならない。また、甲および乙からの要請があれば保険金等の付保条件を表記した保険証書の写しまたは付保証明書を提出しなければならない。

第23条（直接取引禁止事項と違反時の罰則）

1. 本契約の有効期間中はもとより本契約終了後6か月が経過するまでの間、乙は、甲の許可なく、甲の契約企業(結婚式場)と直接取引することはできないものとする。
2. 前項に違反したとき、乙は、甲に対し、違約金として、乙が上記直接取引で得た売上金相当額を支払わなければならないものとする。

第24条（知的財産権の侵害等）

1. 乙は、あらかじめ甲および丙の承諾を得なければ、甲および丙の商標権等の知的財産権を使用してはならない。
2. 乙は、PB商品等が第三者の商標権等の知的財産権を侵害しないことを保証し、丙は、PB商品等が第三者の商標権等の知的財産権を侵害していないことを保証する。
3. 乙は、PB商品等に関して第三者より知的財産権侵害の理由でクレームを受けた、もしくは提訴されたときは、遅滞なく他2者に連絡する。
4. 甲および乙は、前項の知的財産権侵害の問題に関して相手方および丙に何ら迷惑をかけるものとし、万一、PB商品等に関し、相手方および丙のうちいずれかまたは双方に損害が生じた場合には、当該帰責当事者は遅滞なく一切の損害額を当該被害当事者に支払う。但し、侵害問題が、当該被害当事者の具体的指示等による場合はこの限りではない。

第25条（契約上の地位移転、権利義務の譲渡・担保提供の禁止）

1. 甲および乙は、本契約上の地位を第三者に移転してはならない。
2. 甲および乙丙は、本契約および個別契約に定める自己の権利または義務全部もしくは一部を、第三者に譲渡しまたは担保に供してはならない。

第26条（機密の保持）

1. 甲および乙は、取引関係を通じて知りえた相手方または丙の営業上または技術上の機密、相手方または丙から提供を受けた秘密情報、個人情報の保護に関する法律で定義される個人情報および本契約の内容に関する守秘義務を負い、当該各情報の開示者の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に漏洩、開示してはならない。また、本契約の目的を超えてそれらを利用してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲および乙は、次の各号の情報については守秘義務を免れることができる。ただし、個人情報は、以下に該当するものであっても守秘義務の対象とする。
 - ① 開示を受けたときに、既に公知であったもの
 - ② 開示を受けたときに既に自己が所有していたもの
 - ③ 開示を受けた後に自己の責めに帰し得ない事由により公知となったもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - ⑤ 開示の前後を問わず、独自に開発したことを証明し得るもの
 - ⑥ 法令に基づき行政機関、裁判所および地方自治体から開示・提供を求められた情報
3. 本条に定める守秘義務は、本契約終了後も5年間存続するものとする。

第27条（契約の解除）

1. 甲および乙は、相手方に本契約もしくは個別契約の条項またはこれに付随して取り交わした覚書、念書等の各記載事項のいずれかに違反する事実があった場合、1ヶ月以上の期間を定めた書面による是正勧告を行うもなお当該違反が是正されないときは、直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除できるものとする。
2. 甲または乙のいずれかに、次の各号に該当する事由が一つでも生じた場合には、他の契約当事者は催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。
 - ① 諸官庁より業務・営業の取消、停止等の行政処分を受けたとき
 - ② 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または振出した（引受けた）手形もしくは小切手が不渡りとなったとき
 - ③ 信用状況が悪化し、またはその虞があると認められる相当の事由があるとき
 - ④ 差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは担保権実行の申立を受けたとき、または公租公課の保全差押もしくは滞納処分に基づく差押等を受けたとき
 - ⑤ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立があったとき
 - ⑥ 解散を決議したとき
 - ⑦ 合併または事業の全部もしくは重要な一部譲渡を決議したことにより、本契約の履行が困難と認められるとき
 - ⑧ 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
 - ⑨ 法令に違反し、または公序良俗に反する行為を行い、会社存続に影響する社会的批判を受けたとき
3. 甲および乙は、自己が前2項に基づいて本契約を解除した場合、相手方または丙に損害が生じても何らこれを賠償または補償することを要しない。
4. 甲または乙は、本条第1項の期間内に違反事実を是正しなかった場合または本条第2項各号の事由の一つでも該当したときは、これにより相手方または丙が被った損害を賠償するものとする。

第28条（期限の利益の喪失）

甲または乙は、自己の責めに帰すべき事由により本契約を解除された場合、または前条第2項各号に定める事由の一つでも該当した場合、本契約または個別契約に基づいて相手方または丙に対して負担する一切の債務について、通知、催告がなくとも当然に期限の利益を失い、相手方または丙に対し、直ちにこれを弁済しなければならない。

第29条（調査）

甲および丙は、PB商品等の製造の実態を確認するために必要な範囲で、乙に対して関係資料および情報の提出を要求し、また、PB商品等に係る製造工場等を調査することができる。

第30条（再委託）

1. 乙は、PB商品等の製造、加工等の全部または一部を第三者に委託しようとする場合に

は、事前に甲および丙の書面による承諾を得なければならない。

2. 前項の場合、乙は、本契約に基づいて自己が負う義務と同等の義務を前項の委託先に負わせるものとする。併せて、乙は、当該委託先が本契約および個別契約に関連して行った一切の行為について責任を負うものとする。

第31条（守秘義務）

1. 甲および乙は、本契約の業務遂行の過程で知りえた相手方の営業上の秘密を、法律上守秘義務を負う弁護士、会計士、税理士を除く第三者に漏洩したり、自己または第三者のために利用したりしてはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報に対して本条項は適用されない。
 - ①開示者から開示を受けた時点で既に公知公用であった情報。
 - ②被開示者が正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
 - ③開示者から開示を受けた後、被開示者の責によらないで公知公用となった情報。
 - ④開示者から開示を受けた時点で、被開示者が既に知得していた情報。
 - ⑤開示者の秘密情報を利用することなく被開示者が独自に開発した情報。
2. 甲および乙は、本契約の業務遂行の過程で取得した個人情報を、業務遂行以外の目的に使用してはならず、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって保持しなければならない。

第32条（不可抗力免責）

1. 戦争、テロ行為、暴動、天災地変、法令の改廃・制定、公権力による処分・命令、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関の事故、その他の不可抗力により、甲および乙が履行すべき債務の全部もしくは一部の遅滞または不能が生じた場合、甲および乙は、互いに自己の履行責任を免れる。
2. 前項の場合、当該当事者は、遅滞なくその旨を相手方および丙に通知しなければならない。

第33条（反社会的勢力との絶縁の保証）

1. 甲および乙は、自己または自己の役員もしくは使用人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等およびその他これらに準ずる者（以下総称して、反社会的勢力という）に該当しないことならびに次の各号のいずれについても相違ないことを表明、保証し、かつ将来にわたってもそれを継続することを互いに確約する。
 - ① 自己が、反社会的勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入し、資本・資金上の関係の構築を行っていないこと、および今後行う予定がないこと。
 - ② 自己が、反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資金提供を行っていないこと、および今後行う予定がないこと。
 - ③反社会的勢力が、直接・間接を問わず、自己の経営に関与していないこと。
 - ④ 自己が、反社会的勢力を利用していないこと。

- ⑤ 自己が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
2. 甲および乙は、他2者のいずれかまたは双方が前項の表明、保証および確約に反していたまたは反したと合理的に判断したときは、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解約することができるものとする。
 3. 甲および乙は、前項に基づいて本契約を解除した場合、相手方または丙に損害が生じても何らこれを賠償または補償することを要しない。また、同解除により解除した当事者を含む無責当事者に損害が生じたときは、その有責当事者は、解除した当事者を含む無責当事者が現に被った損害を賠償するものとする。

第34条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。
但し、期間満了日の2ヶ月前までに、甲および乙のいずれかから相手方に対する書面による契約終了または契約条件変更の申入れの無い場合、本契約は、自動的に同一条件にて1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方に対して解約予定日の3ヶ月前までに書面による通知を行うことにより、いつにでも本契約を解約することができるものとする。
この場合、解除当事者は、自己の解約権行使により相手方に損害が生じたときは、当該当事者が蒙った損害を賠償するものとする。
3. 前2項に基づき本契約が終了した場合において、権利義務の行使または履行が完了していない個別契約が存するときは、当該個別契約に関連する権利義務に限り、その全ての行使または履行が完了するまで本契約の効力は存続するものとする。

第35条（管轄裁判所）

甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第36条（協議解決）

本契約もしくは個別契約に定めのない事項、または本契約もしくは個別契約の解釈について疑義が生じたときは、甲および乙は誠意をもって協議のうえ解決する。

第37条（特約）

1. 乙は、甲が別途乙および丙に対して通知する甲子会社が、甲と同様に、乙に対して直接PB商品等を注文することができること並びに丙より直接当該PB商品等の納入を受けることができることに、何ら異議なく合意する。
2. 甲および乙は、前項に定める甲子会社が直接PB商品等を注文した場合、同社が甲と同様の本契約上の権利を有し、義務を負担することになることを何ら異議なく承認する。
3. 甲および乙は、第1項に定める甲子会社が直接PB商品等を注文した場合、当該PB商品等に係る計算は当該甲子会社と乙との間で行うことを何ら異議なく承認する。